相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区中立売通千本西入亀屋町六九三番地、最後の住所京都市上京区千本通中立売下る亀屋町五二番地

被相続人　亡　北村　通光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人　弁護士　中　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市向野二丁目一〇四番地の一、最後の住所大阪市生野区桃谷四丁目一番二五号、住民票上の最後の住所大阪府羽曳野市向野二丁目五番二一号

被相続人　亡　川口　渡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

大阪市北区西天満二丁目二番九号オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市上田二丁目四〇六番地の二、最後の住所大阪市東住吉区矢田六丁目八番七号特別養護老人ホーム花嵐

被相続人　亡　髙井壽也子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

大阪市北区西天満一丁目一番五号大阪ＪＡビル二一階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市宇和町伊延東五九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武内　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

愛媛県西予市野村町旭八五五番地

相続財産管理人　上甲　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市津留二二四四番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市高須町九三九番地二

被相続人　亡　有働　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十一日

事務所鹿児島市中町一一番四号　熊谷ビル二階　弁護士法人鹿児島中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犬童　正樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年十月二十一日

一、墳墓等所在地　福岡県朝倉市三奈木八番地

一、墳墓等の名称　清岩寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県朝倉市三奈木一五番地　宗教法人清岩寺　住職　北﨑　勝洋

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年 10 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ハイムーンエアー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4220号　④株式会社ハイムーンエアー　東京都港区赤坂九丁目１番７号秀和赤坂レジデンシャルビル　代表取締役　高月祐一　⑤本社営業所　東京都港区赤坂９－１－７秀和赤坂レジデンシャルビル569　⑥平成９年５月13日　⑧平成23年６月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂九丁目１番７号秀和赤坂レジデンシャルビル　株式会社ハイムーンエアー　代表取締役　高月祐一

Ｂ　①ＪＣＬ株式会社（ＪＣＬ国際旅行）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6394号　④ＪＣＬ株式会社　東京都板橋区板橋一丁目42番10号　代表取締役　森野萌　⑤ＪＣＬ株式会社東京都板橋区板橋１丁目42番10号―203　⑥平成23年１月６日　⑧平成23年９月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都板橋区板橋一丁目42番10号　ＪＣＬ株式会社　代表取締役　森野萌

Ｂ　①Ａ．Ｓ．Ａトラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5840号　④Ａ．Ｓ．Ａトラベル株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目２番５号共同通信会館１階　代表取締役　鈴木知将　⑤本店営業所　東京都港区虎ノ門２－２－５共同通信会館１階　⑥平成18年11月30日　⑧平成23年９月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門二丁目２番５号共同通信会館１階　Ａ．Ｓ．Ａトラベル株式会社　代表取締役　鈴木知将

Ｂ　①みらくる観光　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5052号　④飽津賢一　東京都板橋区双葉町47番１号　⑤みらくる観光　東京都板橋区双葉町47－１　⑥平成13年９月13日　⑧平成23年９月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都板橋区双葉町47番１号　飽津賢一